

ツムラグループ コーポレートレポート 2013

GRI「サステナビリティレポーティングガイドライン(第3.1版)」内容索引

| 項目 | 指標 | 記載ページ | |
|--------------------|------|--|--------------------------|
| 1 戦略および分析 | | | |
| | 1.1 | 組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明 | 3-4 |
| | 1.2 | 主要な影響、リスクおよび機会の説明 | 3-4,17 |
| 2 組織のプロフィール | | | |
| | 2.1 | 組織の名称 | 57 |
| | 2.2 | 主要なブランド、製品および/またはサービス | 12,13,29-30 |
| | 2.3 | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造 | 57 |
| | 2.4 | 組織の本社の所在地 | 57 |
| | 2.5 | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っているあるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名 | 22,57 |
| | 2.6 | 所有形態の性質および法的形式 | 57 |
| | 2.7 | 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む) | 57 |
| | 2.8 | 以下の項目を含む報告組織の規模 ・従業員数 ・純売上高(民間組織について)あるいは純収入(公的組織について) ・負債および株主資本に区分した総資本(民間組織について) ・提供する製品またはサービスの量 | 11,36,57 |
| | 2.9 | 以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ・株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務(民間組織の場合) | N/A |
| | 2.10 | 報告期間中の受賞歴 | - |
| 3 報告要素 | | | |
| 報告書のプロフィール | 3.1 | 提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など) | 2 |
| | 3.2 | 前回の報告書発行日(該当する場合) | 2 |
| | 3.3 | 報告サイクル(年次、半年ごとなど) | 2 |
| | 3.4 | 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | 裏表紙 |
| 報告書のスコープおよびバウンダリー | 3.5 | 以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断 ・報告書内のおよびテーマの優先順位付け ・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定 | 1 |
| | 3.6 | 報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー(供給者)など)の詳細はGRIバウンダリー・プロトコルを参照のこと | 2, 環境データBook |
| | 3.7 | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する | 2,48,50,51, 環境データBook |
| | 3.8 | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列での、および/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由 | 57 |
| | 3.9 | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤 | 47,48, 環境データBook |
| | 3.10 | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など) | N/A |
| | 3.11 | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更 | 50 |
| GRI内容索引 | 3.12 | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表 以下の項目を検索できるように、ページ番号またはwebリンクを明らかにする。 ・戦略および分析 1.1~1.2 ・組織のプロフィール 2.1~2.10 ・報告要素 3.1~3.13 ・ガバナンス、コミットメントおよび参画 4.1~4.17 ・カテゴリーごとのマネジメント・アプローチの開示 ・中核パフォーマンス指標 ・盛り込まれているGRIの追加指標 ・報告書に盛り込まれているGRIの業種別補足文書の指標 | ホームページ |
| 保証 | 3.13 | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する。 | 58 |

| 4 ガバナンス、コミットメント、および参画 | | | |
|--------------------------------|-------------|---|------------------|
| ガバナンス | 4.1 | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造) | 55 |
| | 4.2 | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す) | 55 |
| | 4.3 | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する | 55 |
| | 4.4 | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム 以下のプロセスへの参照を盛り込む ・少数株主が最高統治機関に意見を表明するための株主決議またはその他のメカニズムの利用 ・組織レベルの「労使協議会」などの正式な代表組織および最高統治機関内の従業員代表との、職務上の関係についての従業員への通知および協議 | 39,56 |
| | 4.5 | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係 | — |
| | 4.6 | 最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス | — |
| | 4.7 | 経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス | — |
| | 4.8 | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則 以下の項目についての程度を説明する ・組織全体を通じて、異なる地域および部署/ユニットでどの程度適用されているか ・国際的に合意された基準にどの程度関連しているか | 5-6 |
| | 4.9 | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む | — |
| | 4.10 | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス | — |
| | 4.11 | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明 | 19-21,47-54 |
| | 4.12 | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ | 2 |
| 外部のイニシアティブへのコミットメント | 4.13 | 組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格 ・統治機関内に役職を持っている ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を超える実質的な資金提供を行っている ・会員資格を戦略的なものとして捉えている | 26-35 |
| | 4.14 | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト | 17-18 |
| | 4.15 | 参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準 | 17-18 |
| | 4.16 | 種類ごとの、およびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ | 26-35, 39,41,55 |
| | 4.17 | その報告書を通じた場合を含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか | 17-18 |
| 5 マネジメント・アプローチに関する開示とパフォーマンス指標 | | | |
| 経済 | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | 6-12 |
| | 方針 | | 6-12 |
| 経済的パフォーマンス | EC1 | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した経済的価値 | 11,42, 環境データBook |
| | EC2 | 気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会 | 47,50 |
| | EC3 | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲 | — |
| | EC4 | 政府から受けた相当の財務的支援 | — |
| 市場での存在感 | EC5 | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅 | — |
| | EC6 | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合 | 40-45 |
| | EC7 | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合 | 37 |
| 間接的な経済的影響 | EC8 | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響 | 40-45 |
| | EC9 | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述 | — |
| 環境 | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | 47 |
| | 方針 | | 46 |
| | 組織の責任 | | 49 |
| | 研修及び意識向上 | | 49 |
| | 監視及びフォローアップ | | 49 |
| 原材料 | EN1 | 使用原材料の重量または容積量 | 48, 環境データBook |

| | | | |
|--------------------|-------------|--|---------------------|
| 原材料 | EN2 | リサイクル由来の使用原材料の割合 | 48, 環境データBook |
| エネルギー | EN3 | 1次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量 | 48,50, 環境データBook |
| | EN4 | 1次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量 | 48,50, 環境データBook |
| | EN5 | 省エネルギーおよび効率改善によって節約された総エネルギー量 | 47,50, 環境データBook |
| | EN6 | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取組および、これらの率先取組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量 | 47,50 |
| | EN7 | 間接的エネルギー消費量削減のための率先取組みと達成された削減量 | 47,50 |
| 水 | EN8 | 水源からの総取水量 | 48,51, 環境データBook |
| | EN9 | 取水により著しい影響を受ける水源 | — |
| | EN10 | 水のリサイクルおよび再利用が総使用水量に占める割合 | 51 |
| 生物多様性 | EN11 | 保護地域内、あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、あるいは管理している土地の所在地および面積 | 19-20 |
| | EN12 | 保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明 | 19-21,53 |
| | EN13 | 保護または復元されている生息地 | — |
| | EN14 | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画 | 46,53 |
| | EN15 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)の数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。 | — |
| 排出物、廃水および廃棄物 | EN16 | 重量で表記する、直接および間接的な温室効果ガスの総排出量 | 48,50, 環境データBook |
| | EN17 | 重量で表記する、その他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量 | 48,50, 環境データBook |
| | EN18 | 温室効果ガス排出量削減のための率先取組みと達成された削減量 | 47,50 |
| | EN19 | 重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量 | — |
| | EN20 | 種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質 | 環境データBook |
| | EN21 | 水質および放出先ごとの総排水量 | 51, 環境データBook |
| | EN22 | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量 | 51, 環境データBook |
| | EN23 | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量 | N/A |
| | EN24 | バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびIVの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割合 | — |
| | EN25 | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する | — |
| 製品およびサービス | EN26 | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取組みと、影響削減の程度 | — |
| | EN27 | カテゴリ別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合 | — |
| 遵守 | EN28 | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | 52 |
| 輸送 | EN29 | 組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響 | 48,50 |
| 総合 | EN30 | 種類別の環境保護目的の総支出および投資 | — |
| 社会(公正な労働条件) | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | 36-42,54 |
| | 方針 | | 36 |
| | 組織の責任 | | 36 |
| | 研修及び意識向上 | | — |
| | 監視及びフォローアップ | | — |
| 雇用 | LA1 | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力 | 36 |
| | LA2 | 従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳 | 36 |
| | LA3 | 主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利 | — |
| | LA15 | 育児休暇後の復職率と定着率(男女別) | 38 |
| 労使関係 | LA4 | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合 | — |
| | LA5 | 労使協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間 | — |
| 労働安全衛生 | LA6 | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合 | — |
| | LA7 | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数 | 39 |
| | LA8 | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム | 39 |
| | LA9 | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ | — |

| | | | |
|-------------------|-------------|---|---------------------|
| 研修および教育 | LA10 | 従業員のカテゴリ別の、従業員あたり年間平均研修時間 | — |
| | LA11 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム | — |
| | LA12 | 定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合 | — |
| 多様性と機会均等 | LA13 | 性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリ別の従業員の内訳 | — |
| | LA14 | 従業員のカテゴリ別の、基本給与の男女比 | — |
| 社会(人権) | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | — |
| | 方針 | | — |
| | 組織の責任 | | — |
| | 研修及び意識向上 | | — |
| | 監視及びフォローアップ | | — |
| 投資及び調達の実行 | HR1 | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数 | — |
| | HR2 | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置 | — |
| | HR3 | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間 | — |
| 無差別 | HR4 | 差別事例の総件数と取られた措置 | — |
| 結社の自由 | HR5 | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置 | — |
| 児童労働 | HR6 | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策 | — |
| 強制労働 | HR7 | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策 | — |
| 保安慣行 | HR8 | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合 | — |
| 先住民の権利 | HR9 | 先住民の権利に係る違反事例の総件数と、取られた措置 | — |
| 評価 | HR10 | 人権に関するレビュー及び/又は影響評価を受けている事業拠点の割合と総数 | — |
| 改善 | HR11 | 公式の苦情処理メカニズムを通して取り扱われ、解決された人権に関する苦情の件数 | — |
| 社会(社会) | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | 17-18,40-45 |
| | 方針 | | — |
| | 組織の責任 | | — |
| | 研修及び意識向上 | | — |
| | 監視及びフォローアップ | | — |
| コミュニティ | SO1 | 地域社会参画、影響評価及び開発プログラムの実施に関わっている事業拠点の割合 | 40-45, 環境データBook |
| | SO9 | 重要な潜在的あるいは顕在化したマイナスの影響を地域社会に与える事業拠点 | — |
| | SO10 | 重要な潜在的あるいは顕在化したマイナスの影響を地域社会に与える事業拠点で実行された予防策と緩和策 | — |
| 不正行為 | SO2 | 不正行為に関するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数 | — |
| | SO3 | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合 | — |
| | SO4 | 不正行為事例に対して取られた措置 | — |
| 公共政策 | SO5 | 公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動 | 27 |
| | SO6 | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額 | — |
| 非競争的な行動 | SO7 | 反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果 | — |
| 遵守 | SO8 | 法規制の違反に対する重要な相当の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | — |
| 社会(製品責任) | | | |
| マネジメント・アプローチ | 目標とパフォーマンス | | 22-25 |
| | 方針 | | 22-25 |
| | 組織の責任 | | 24 |
| | 研修及び意識向上 | | — |
| | 監視及びフォローアップ | | — |
| 顧客の安全衛生 | PR1 | 製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリの割合 | 22-25 |
| | PR2 | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | — |
| 製品およびサービス | PR3 | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類とこのような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合 | — |
| | PR4 | 製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | — |
| | PR5 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行 | 環境データBook |
| マーケティング・コミュニケーション | PR6 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム | — |
| | PR7 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制、基準および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | — |
| 顧客のプライバシー | PR8 | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数 | — |
| 遵守 | PR9 | 製品およびサービスの提供および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額 | — |